6　前項の確認を受けた国の機関は、第二項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して二十日を経過する日までに、当該国の機関が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

7　都道府県及び第五項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託することができる。

8　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一　第十八条　捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二　第三十八条第一項　前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

9　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、同条第八項から第十二項まで、第十二条第五項（前条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第九条第八項中「その他」とあるのは「、第十四条の二第七項の環境省令で定める者その他」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等」とあるのは「指定管理鳥獣捕獲等事業」と、同条第九項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号又は第四号」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第三号中「第四項の規定により定められた有効期間」とあるのは「第十四条の二第二項第二号に規定する実施期間」とする。

第十五条第一項第一号中「全国的な鳥獣の保護の見地からその」を「国際的又は全国的な」に改め、同項第二号中「地域の鳥獣の保護の見地からその」を「当該都道府県の区域内の」に改め、「当該都道府県内の」を削り、「前号の」を「、前号に掲げる」に改め、同条第五項中「次の各号のいずれかに該当する」を「指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある」に、「前項」を「前項ただし書」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第四項」を「第四項ただし書」に改め、「又は生態系の保護」を削り、同条第七項及び第八項中「第四項」を「第四項ただし書」に改め、同条第九項中「第四項の許可」を「第四項ただし書の許可」に改め、同項第一号及び第二号中「第十一項の規定により」を「第十一項において」に改め、同条第十項中「次に掲げる場合」を「鳥獣の保護のため必要があると認めるとき」に、「執る」を「とる」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「第四項の」を「第四項ただし書の」に、「前項各号」を「前項各号に掲げる」に、「第十五条第十項各号」を「第十五条第十項に規定する」に改める。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　鳥獣捕獲等事業の認定

（鳥獣捕獲等事業の認定）

第十八条の二　鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第十八条の五第一項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

（認定の申請）

第十八条の三　前条の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法

三　鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項

四　鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項

五　鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

六　その他環境省令で定める事項

2　前項の申請書には、定款その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第十八条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、第十八条の二の認定を受けることができない。

一　第十八条の十第二項の規定により第十八条の二の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

二　その役員のうちに第四十条第五号又は第六号のいずれかに該当する者がある者

（認定の実施）

第十八条の五　都道府県知事は、第十八条の三第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準（当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあっては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときでなければ、第十八条の二の認定をしてはならない。

一　鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。

四　鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

五　その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2　都道府県知事は、第十八条の二の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　当該認定鳥獣捕獲等事業者が前項第二号に掲げる基準に適合するものである場合にあっては、その旨

（認定鳥獣捕獲等事業の維持）

第十八条の六　認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の二の認定に係る鳥獣捕獲等事業（以下「認定鳥獣捕獲等事業」という。）を前条第一項各号に掲げる基準（当該認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあっては、同項第二号に掲げる基準を除く。次項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。

2　都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が実施する認定鳥獣捕獲等事業が前条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対し、当該認定鳥獣捕獲等事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（変更の認定等）

第十八条の七　認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の三第一項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第十八条の三及び第十八条の五の規定は、前項の変更の認定について準用する。